

【質問内容】

1 避難行動要支援者名簿は、配布先の団体でどの程度機能したのか。

避難行動要支援者名簿の最大の特徴は、災害時に備え、平常時から地域の関係づくりに活用できることが法律で定められている点です。民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団など避難支援等関係者にお渡しし日頃から活用いただいています。この名簿に登載されているからと言って、全員が自動的に安否確認や避難支援を受けるというのではなく、日頃から地域の関係の中で、その方の状態やそのときの状況に応じて隣近所や自治会、民生委員児童委員などの支援を受けられるよう、この名簿をご活用いただくという性質のものとして整備しています。この避難行動要支援者名簿を普段から活用することで、災害時に迅速な安否確認に繋がるものと考えています。

民生委員・児童委員→担当地区の名簿登載者の安否確認に活用しました。

2 災害3名簿（要安否確認者名簿、避難行動要支援者名簿、要継続支援者名簿）について、どのタイミング、どの基準でこの名簿を活用することになるのか。

要安否確認者名簿

大地震が発生し、地域で安否確認が行われている中で、避難所に参集した地区防災委員会の役員3名の合議または、災害対策本部の指示により避難所の金庫から名簿を取り出し活用します。

避難行動要支援者名簿

平常時から地域の関係づくりに活用できることが法律で定められ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団など避難支援等関係者にお渡ししており、日頃から活用いただいています。

要継続支援者名簿

災害発生時、災害対策本部が被害状況を総合的に判断し、名簿登載者の安否確認が必要と判断した場合に名簿を活用します。

3 黄色いハンカチ作戦の実施状況はどうだったのか。

箕面市では、震度6弱、5強の揺れにも関わらず、建物の倒壊や火災の発生など目に見える被害が小規模であったため、地域での黄色いハンカチの掲出率は低く、一部地域で黄色いハンカチの掲出による安否確認が実施されたものです。

4 災害3名簿について、それぞれどういう流れで誰が安否確認に来てくれるのか。

(1) 要安否確認者名簿

各避難所で金庫からの開封を決定した後、地区防災委員会や避難所に避難してきた地域の方が名簿登載者の安否確認を行います。

(2) 避難行動要支援者名簿

平常時から地域の関係づくりに活用できることが法律で定められている点であり、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団など避難支援等関係者にお渡ししており、日頃から活用いただいています。この名簿に登載されているからと言って、全員が自動的に安否確認や避難支援を受けるというものではなく、日頃から地域の関係の中で、その方の状態やそのときの状況に応じて隣近所や自治会、民生委員児童委員などの支援を受けられるよう、この名簿をご活用いただくという性質のものとして整備しています。

(3) 要継続支援者名簿

災害対策本部が同名簿による安否確認・避難支援を決定し、市職員と市の保健師がペアで名簿登載者へ架電や訪問により安否確認を行い必要に応じて避難支援を行います。

5 今年の災害において、誰が避難対象で、内どのくらいが避難所に避難したのか。

(1) 大阪府北部地震

避難対象	7 1 0 世帯	1, 7 4 5 名
最大避難者数	2 3 1 名	

(2) 風水害

ア 台風第7号

避難対象	1 5, 4 9 2 世帯	3 4, 3 8 8 名
最大避難者数	1 7 6 名	

イ 台風第12号

避難対象	1 5, 8 8 9 世帯	3 5, 3 8 5 名
最大避難者数	2 2 名	

ウ 台風第20号

避難対象	5, 4 9 4 世帯	1 1, 9 9 3 名
最大避難者数	2 3 1 名	

エ 台風第21号

避難対象	5, 4 9 4 世帯	1 1, 9 9 3 名
最大避難者数	1 0 0 名	

オ 台風第24号

避難対象	6 0, 7 7 3 世帯	1 3 7, 9 6 8 名
最大避難者数	1 4 4 名	